

2020年6月9日

株 主 各 位

東京都千代田区霞が関三丁目5番1号
F R A C T A L E 株 式 会 社
代表取締役社長 堀 江 聡 寧

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日の出席に代えて、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋一丁目18番1号
航空会館 201会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 当社とサイトリ・セラビューティクス株式会社との株式交換契約承認の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://fractale.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府や日銀による施策を背景に企業収益や雇用環境の改善など緩やかな景気回復の兆しはあったものの、消費税引き上げ後の個人消費の減速、米中貿易摩擦問題や新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響など、景気の先行きは極めて不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、事業基盤の整備・拡充、ならびに事業領域における競争力強化、収益性の向上に注力し、積極的に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,180百万円（前連結会計年度比△38.7%）、営業損失は129百万円（前連結会計年度は営業利益293百万円）、経常損失は185百万円（前連結会計年度は経常利益204百万円）となり、違約金収入等を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は319百万円（前連結会計年度比△46.1%）となりました。

期末配当につきましては、今期業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、1株につき10円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただくことといたしました。

##### ② 設備投資の状況

該当事項はありません。

##### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、M&A資金として1,000百万円の匿名組合出資金を受け入れました。また主に新規連結子会社の既存借入金の借り換え資金として、金融機関より長期借入金6,000百万円の調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
  
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
  
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
  
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
2019年4月25日付で、Cytori Japan S1投資事業有限責任組合への出資を通じてサイトリ・セラピューティクス株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。  
また、同年9月27日付で、ホテルKANAZAWA合同会社（旧 ナッツリアルエステート合同会社）が組成する匿名組合への出資を通じてホテル金沢株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。

## (2) 財産及び損益の状況

| 区 分                                                              | 2017年3月期<br>第13期 | 2018年3月期<br>第14期 | 2019年3月期<br>第15期 | 2020年3月期<br>(当連結会計年度)<br>第16期 |
|------------------------------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                                        | 2,692,877        | 522,192          | 1,924,605        | 1,180,408                     |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 ( △ )(千円)                                 | △397,824         | 127,534          | 204,452          | △185,462                      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益 又 は<br>親会社株主に帰属する<br>当 期 純 損 失 ( △ )(千円) | △464,221         | 449,928          | 592,728          | 319,394                       |
| 1株当たり当期純利益又は1<br>株当たり当期純損失(△)                                    | △65円81銭          | 66円25銭           | 88円30銭           | 47円58銭                        |
| 総 資 産(千円)                                                        | 2,841,487        | 5,373,553        | 7,485,072        | 15,482,775                    |
| 純 資 産(千円)                                                        | 2,716,652        | 3,075,248        | 3,600,574        | 3,832,748                     |

(注) 当社は、2018年2月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行いました。これに伴い、第13期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

### ① 親会社の状況

| 会 社 名                      | 資本金(出資金)    | 当 社 対 する<br>議 決 権 比 率 | 当 社 と の 関 係 |
|----------------------------|-------------|-----------------------|-------------|
| アクア戦略投資事業<br>有限責任組合        | 2,090,000千円 | 65.49%                | —           |
| ACA株式会社                    | 189,816千円   | 65.49%<br>(65.49%)    | —           |
| ACA Investments<br>Pte Ltd | 911,997千円   | 65.49%<br>(65.49%)    | —           |
| ACA Partners Pte<br>Ltd    | 1,835,084千円 | 65.49%<br>(65.49%)    | —           |

(注) 1. ACA株式会社はアクア戦略投資事業有限責任組合の親会社に該当し、ACA Investments Pte LtdはACA株式会社の親会社に該当し、更にACA Partners Pte LtdはACA Investments Pte Ltdの親会社に該当することから、ACA株式会社、ACA Investments Pte Ltd及びACA Partners Pte Ltdはアクア戦略投資事業有限責任組合を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなるため、当社の親会社に該当することとなります。

2. 当社に対する議決権比率欄の( )内は間接所有割合で、内数で記載しております。

## ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                     | 資 本 金<br>(出資金) | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                        |
|---------------------------|----------------|--------------------|--------------------------------|
| デューイ株式会社                  | 10,000千円       | 100.0%             | 不動産の保有<br>賃貸管理、投融資<br>役務提供     |
| ホテルKANAZAWA合同会社           | 300千円          | 100.0%<br>(1.0%)   | ホテル金沢(株)への投融資<br>役務提供          |
| 合同会社バロン                   | 300千円          | 100.0%             | 不動産の保有<br>投融資、役務提供             |
| Cytori Japan S1投資事業有限責任組合 | 355,000千円      | 95.8%              | サイトリ・セラピューテイクス(株)への投融資<br>役務提供 |
| サイトリ・セラピューテイクス株式会社        | 101,250千円      | 64.5%<br>(64.5%)   | 医療機器の製造、販売                     |
| FRACTALEホテルマネジメント株式会社     | 10,000千円       | 65.0%              | ホテルオペレーション<br>事業               |
| ホテル金沢株式会社                 | 90,000千円       | 100.0%<br>(100.0%) | ホテル金沢の運営                       |

- (注) 1. 2019年4月25日付で、Cytori Japan S1投資事業有限責任組合への出資を通じてサイトリ・セラピューテイクス株式会社の株式を取得し、同社を連結子会社化いたしました。
2. 2019年7月31日付で、ナツリアルエステート合同会社はホテルKANAZAWA合同会社へ商号を変更しております。
3. 2019年8月31日付で、FRACTALEホテルマネジメント株式会社を設立し、子会社としております。
4. 2019年9月27日付で、ホテルKANAZAWA合同会社が組成する匿名組合を通じてホテル金沢株式会社の株式を取得し、子会社としております。
5. 当社に対する議決権比率欄の( )内は間接所有割合で、内数で記載しております。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの課題は、①不動産売買及び不動産プロジェクトへの投資を安定継続的に行い、安定的な利益確保を行うこと、②長期間にわたり安定的なキャッシュ・フローが見込めるホテルや旅館のリノベーション事業、開発事業、ホテルファンド事業の強化を進めること、③医療アセット事業による再生医療の意思決定の迅速化と更なるリソースの注入により企業価値向上を高めることであると考えております。

- ① 不動産売買及び不動産プロジェクトへの投資では、不動産市況や販売動向の情勢を見極めながら、各プロジェクトの開発と仕入れ、並びに売却活動の時期に関するプロジェクト管理を徹底し、安定的な利益の確保はもちろぬ、経営資源の最適化を進めていくことに重点的に取り組んでおります。また、事業拡大には安定した資金調達が必要であることから、調達の方法については、金融機関等からの資金借入れ等、適切な資金調達を行い、資金調達の多様化にも取り組んでおります。
- ② 長期間にわたり安定的なキャッシュ・フローが見込めるホテル不動産に対しては、新型コロナウイルス感染症における影響が長期化する恐れが懸念されるものの、当社では、ホテルファンドを通じてホテルアセットの取得を進めていくだけでなく、ホテルファンドが保有する個別ホテルのオペレーションやオープニングサービスを当社グループ独自で展開していく実績とノウハウを蓄積していくことにも取り組んでおります。
- ③ 「医療技術やバイオを活用して価値を創造するプラットフォームカンパニー」を目標に掲げ、不動産事業やホテル事業単体での展開ではなく、医療技術やバイオを活用した事業展開を付加することで企業価値の向上に取り組んでおります。また、これまで以上にサイトリ・セラピューティクス株式会社との一体経営を行うことで、意思決定の迅速化とグループシナジーの更なる発揮にも取り組んでおります。

株主の皆様には、何卒引き続きご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

不動産売買、不動産事業プロジェクトへの投資、保有不動産の管理、ホテルビジネス、医療アセットへの投資を主な事業としております。

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

- ① 当社 東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

(注) 当社は2019年9月30日付で、本社を東京都千代田区に移転しております。

- ② 子会社

デューイ株式会社 (東京都千代田区)

ホテルKANAZAWA合同会社 (東京都千代田区)

合同会社パロン (東京都千代田区)

Cytori Japan S1投資事業有限責任組合 (東京都千代田区)

サイトリ・セラピューティクス株式会社 (東京都千代田区)

FRACTALEホテルマネジメント株式会社 (東京都渋谷区)

ホテル金沢株式会社 (石川県金沢市)

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分          | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|---------------|-----------|-------------|
| 不動産 & フィナンシャル | 49 (34) 名 | 47名増 (34名増) |
| 管 理 部 門       | 4 (－) 名   | 1名増 (－)     |
| 合 計           | 53 (34) 名 | 48名増 (34名増) |

(注) 1. 使用人数が前連結会計年度末と比べ48名増加(34名増加)しました主な理由は、2019年4月25日付でサイトリ・セラピューティクス株式会社を、2019年9月27日付でホテル金沢株式会社を連結子会社化したためであります。

2. 臨時従業員は ( ) 内に外数で記載しております。

- ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 5名   | 1名増       | 44.6歳 | 5.0年   |

(注) 使用人数は就業員数を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

| 借入先         | 借入残高     |
|-------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 5,850百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 2,889百万円 |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 28,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 7,183,195株  |
| ③ 株主数        | 2,079名      |
| ④ 大株主(上位10名) |             |

| 株主名             | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------|------------|--------|
| アクア戦略投資事業有限責任組合 | 4,365,920株 | 65.04% |
| 窪田芳郎            | 205,250株   | 3.05%  |
| 橋本征道            | 98,700株    | 1.47%  |
| 松井証券株式会社        | 89,800株    | 1.33%  |
| 平田清子            | 89,400株    | 1.33%  |
| エイチ・エス証券株式会社    | 78,500株    | 1.16%  |
| 津田章光            | 77,100株    | 1.14%  |
| 株式会社SBI証券       | 55,072株    | 0.82%  |
| 神原インターナショナル株式会社 | 54,000株    | 0.80%  |
| 窪田恵介            | 53,000株    | 0.78%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を471,216株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

②当事業年度に職務執行の対価として従業員または子会社役員及び従業員に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役 の 状 況 (2020年 3月 31日 現 在)

| 地 位                | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                  |
|--------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長            | 堀 江 聡 寧 | デューイ(株) 代表取締役<br>A C A(株) 取締役<br>サイトリ・セラピューティクス(株) 代表取締役<br>ホテル金沢(株) 代表取締役                               |
| 取 締 役              | 星 野 喜 宏 | デューイ(株) 取締役                                                                                              |
| 取 締 役              | 藤 堂 裕 隆 | デューイ(株) 取締役<br>アルゴ・ホールディングス(株) 代表取締役                                                                     |
| 取 締 役<br>(常勤監査等委員) | 矢 島 勝   | デューイ(株) 監査役                                                                                              |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 松 山 昌 司 | 松山公認会計士事務所 代表<br>あすなろ監査法人 代表社員<br>ぶらっとホーム(株) 社外監査役<br>(株)ジー・スリーホールディングス 取締役(監査等委員)<br>(株)グッドコムアセット 社外取締役 |
| 取 締 役<br>(監査等委員)   | 坂 田 靖 志 | 坂田公認会計士事務所 代表<br>(株)ブルズコンサルティング 代表取締役<br>税理士法人ブルズ&パートナーズ 代表社員<br>監査法人トキ 代表社員<br>L R M(株) 社外取締役           |

- (注) 1. 堀江聡寧氏が取締役を兼職しておりますA C A株式会社は、当社の親会社であるアクア戦略投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、A C A株式会社も親会社に該当しております。
2. 取締役(常勤監査等委員) 矢島勝氏、取締役(監査等委員) 松山昌司氏及び坂田靖志氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員) 松山昌司氏及び坂田靖志氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役(常勤監査等委員) 矢島勝氏、取締役(監査等委員) 松山昌司氏並びに坂田靖志氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同証券取引所に届け出ております。
5. 情報収集の充実を図り、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、矢島勝氏を常勤の監査等委員に選定しております。

② 取締役を支払った報酬等の総額

| 区 分                        | 支給人員      | 支給額           |
|----------------------------|-----------|---------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 3名<br>（－） | 24百万円<br>（－）  |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3名<br>（3） | 10百万円<br>（10） |
| 合 計                        | 6名        | 34百万円         |

- （注）1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第14回定時株主総会において年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第14回定時株主総会において年額15百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

1. 取締役（監査等委員）松山昌司氏は、松山公認会計士事務所の代表及びあすなろ監査法人の代表社員を兼任しておりますが、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
2. 取締役（監査等委員）坂田靖志氏は、坂田公認会計士事務所の代表及び株式会社ブルズコンサルティングの代表取締役、税理士法人ブルズ&パートナーズ及び監査法人トキの代表社員を兼任しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

1. 取締役（常勤監査等委員）矢島勝氏は、当社連結子会社であるデューイ株式会社の監査役を兼職しております。
2. 取締役（監査等委員）松山昌司氏は、株式会社ジー・スリーホールディングスの取締役（監査等委員）、株式会社グッドコムアセットの社外取締役、ぷらっとホーム株式会社の社外監査役を兼職しております。なお、当社は株式会社ジー・スリーホールディングス、株式会社グッドコムアセット及びぷらっとホーム株式会社との間に特別の関係はありません。

3. 取締役（監査等委員）坂田靖志氏は、LRM株式会社の社外取締役を兼職しております。なお、当社はLRM株式会社との間に特別の関係はありません。

#### ハ、当事業年度における主な活動状況

##### 1. 取締役会及び監査等委員会の開催及び出席状況

|              |      | 取締役会<br>(全13回開催) |      | 監査等委員会<br>(全13回開催) |      |
|--------------|------|------------------|------|--------------------|------|
|              |      | 出席回数             | 出席率  | 出席回数               | 出席率  |
| 取締役(常勤監査等委員) | 矢島 勝 | 13回              | 100% | 13回                | 100% |
| 取締役(監査等委員)   | 松山昌司 | 13回              | 100% | 13回                | 100% |
| 取締役(監査等委員)   | 坂田靖志 | 13回              | 100% | 13回                | 100% |

2. 当事業年度中に取締役会の書面決議を6回行っております。

##### 3. 取締役会及び監査等委員会における発言状況

取締役（常勤監査等委員）矢島勝氏は、必要に応じ他社での業務経験を活かし、取締役会・監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役（監査等委員）松山昌司氏は、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から取締役会・監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役（監査等委員）坂田靖志氏は、必要に応じ主に公認会計士としての専門的見地から取締役会・監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

#### ニ、責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額を上限としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人ハイビスカス
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査等委員会が同意をした理由

|                                     | 支払額   |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び会計監査人から計画についての説明を受けた後、その内容及び報酬見積額について検討した結果、同意の判断をいたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社が取締役会において定めている業務の適正を確保するための体制についての決定の内容の概要は以下のとおりであります。(最終改定 2019年12月20日)

当社は、会社法及び会社法施行規則ならびに金融商品取引法に基づき、以下のとおり当社の業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備する。

#### ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主の皆様やお得意様をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、そのコンプライアンス体制確立の基礎として、「FRACTALEグループ企業倫理・法令遵守行動規範」を制定する。この規範は当社及び当社を会社法上の親会社とする企業集団(以下「当社グループ」という。)における全取締役及び使用人に徹底させるものとする。

また、当社グループは、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会勢力に対しては、一切の取引を行わず、組織的な対応を行う。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、経営意思決定の重要書類として「文書管理規程」に基づき所管する部署が保存及び管理を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書についてはデータベース化を図り、当該各文書等の存否及び保存状況を素早く検索可能とする体制を構築し、適切な情報の保存及び管理を行うものとする。

ハ. 前2項に係る事務は、当該担当取締役が所管し、イ. の検証及び見直しの経過、ロ. のデータベースの運用及び管理について統括する。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、「リスク管理規程」に基づき、「リスク管理委員会」を設置し、当社グループの業務執行に係るリスクに関して、管理体制を構築する。

ロ. リスク管理部門における担当役員がリスクを統括し、リスクの識別、種類、特性、特定、評価、コントロール等の手法を理解し、適正な管理体制の整備・確立に向け、整備し、運用していく。

ハ. リスク管理部門は、万一リスクの発生が顕在化した場合は、「経営危機管理規程」に基づき、対応する。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 当社は、定例の取締役会を原則月1回開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行う。
  - ロ. 取締役会への付議議案については、取締役会規則により定められている付議基準に則り提出され、取締役会における審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料については事前に全役員に配付され、各取締役が取締役に先立ち十分な準備ができる体制をとるものとする。
  - ハ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営の独立性を尊重する一方、子会社の経営に関する重要事項については、事前に当社への承認あるいは報告をもって、各社取締役会規則等に準じ、取締役会で決定する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社グループの従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、「内部通報規程」を制定する。
  - ロ. 担当役員は、「FRACTALEグループ 企業倫理・法令遵守行動規範」に従い、当社グループの担当部署にコンプライアンス責任者その他必要な人員配置を行い、かつコンプライアンス・マニュアルの実施状況を管理・監督し、従業員に対して「内部通報規程」のさらなる周知徹底を図る。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社グループの業務の適正については、「関係会社管理規程」に従い管理し、業務執行の状況について、総務経理部、経営企画部の各担当部が当社規程に準じて評価及び監査を行うものとする。
  - ロ. 総務経理部、経営企画部の各担当部は、子会社及び関係会社に損失の危険が発生し、各担当部がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を確保し、これを推進する。
  - ハ. グループ経営会議を原則月1回開催し、当社グループとの円滑な意思疎通を図ることにより、業務執行の監督を行う。

- ⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- イ. 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査等委員会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。
  - ロ. 監査等委員会の職務を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループの信用を著しく低下させる事項及び業績を著しく悪化させる事項を発見し、または確度高く予見したときは速やかに監査等委員会に報告する。
  - ロ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
  - ハ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
    - 1. 当社の内部統制システムの構築・運用に関わる部門の活動状況
    - 2. 当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
    - 3. 当社及び子会社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
    - 4. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
    - 5. 内部通報制度の運用及び通報の内容
    - 6. 監査等委員会から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
  - ニ. 当社及び子会社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行ったグループ全社の取締役、使用人に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査等委員会が当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図るため、必要に応じて代表取締役、内部監査室、総務経理部担当取締役、担当部長、グループ会社監査役をメンバーとする監査体制検討会を開催する。
  - ロ. 同検討会のメンバーは、監査の実効性確保に係る各監査等委員の意見を十分に尊重しなければならない。

- ハ. 内部監査を所管する部門は、「内部監査規程」に則り、監査が実施できる体制を整備し、監査等委員会との緊密な連携を図る。
- ニ. 監査等委員の職務を執行する上で必要な費用は請求により会社は速やかに支払うものとする。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況については、当社の内部監査室が内部監査契約に基づきモニタリングを行っており、適宜改善を図っております。

② リスク管理

リスク管理については、リスク管理委員会を定期的に開催し、リスクの有無及び発生したリスクの対応状況等を継続的に把握し対処しております。

③ 取締役会

定例の取締役会において、当社および子会社の重要事項の決定、内部統制システムの運用状況及び経営リスクに関して適宜審議等を行っております。

④ 監査等委員会

取締役会において必要に応じて発言を行っております。常勤監査等委員は、グループ経営会議に出席し、子会社の状況を把握しております。また、会計監査人、内部監査室と監査上の課題について適宜情報交換を行い、監査等委員会監査の実効性を確保しております。

4. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部  |            | 負 債 の 部            |            |
|----------|------------|--------------------|------------|
| 流動資産     | 6,479,631  | 流動負債               | 812,600    |
| 現金及び預金   | 999,505    | 短期借入金              | 27,100     |
| 販売用不動産   | 5,246,308  | 1年内返済予定の<br>長期借入金  | 520,800    |
| 商 品      | 122,771    | そ の 他              | 264,700    |
| そ の 他    | 111,045    | 固定負債               | 10,837,426 |
| 固定資産     | 9,003,144  | 長期借入金              | 8,218,800  |
| 有形固定資産   | 7,661,944  | 匿名組合出資預り金          | 986,412    |
| 建物（純額）   | 3,777,119  | 繰延税金負債             | 1,314,565  |
| 土 地      | 3,871,546  | そ の 他              | 317,647    |
| その他（純額）  | 13,278     | 負債合計               | 11,650,026 |
| 無形固定資産   | 859,340    | 純 資 産 の 部          |            |
| の れ ん    | 784,941    | 株 主 資 本            | 3,812,824  |
| そ の 他    | 74,398     | 資 本 金              | 100,000    |
| 投資その他の資産 | 481,859    | 資 本 剰 余 金          | 2,407,796  |
| 投資有価証券   | 369,242    | 利 益 剰 余 金          | 1,442,216  |
| 繰延税金資産   | 49,308     | 自 己 株 式            | △137,187   |
| そ の 他    | 63,308     | その他の包括利益累計額        | △47        |
|          |            | その他有価証券評価<br>差 額 金 | △47        |
|          |            | 非支配株主持分            | 19,970     |
|          |            | 純資産合計              | 3,832,748  |
| 資産合計     | 15,482,775 | 負債純資産合計            | 15,482,775 |

# 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                  | 金 額       |
|----------------------|-----------|
| 売上高                  | 1,180,408 |
| 売上原価                 | 424,085   |
| 売上総利益                | 756,322   |
| 販売費及び一般管理費           | 885,482   |
| 営業損失(△)              | △129,159  |
| 営業外収益                |           |
| その他の                 | 3,744     |
| 営業外費用                |           |
| 支払利息                 | 57,470    |
| その他の                 | 2,577     |
| 経常損失(△)              | △185,462  |
| 特別利益                 |           |
| 関係会社株式売却益            | 97        |
| 違約金収入                | 495,000   |
| 特別損失                 |           |
| 固定資産処分損              | 2,656     |
| 本社移転費用               | 1,212     |
| 匿名組合損益分配前税金等調整前当期純利益 | 305,765   |
| 匿名組合損益分配額            | △13,587   |
| 税金等調整前当期純利益          | 319,353   |
| 法人税、住民税及び事業税         | 1,826     |
| 法人税等調整額              | 33        |
| 当期純利益                | 317,494   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失(△)   | △1,900    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益      | 319,394   |

## 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本 |           |           |          | 株主資本合計    |
|---------------------|---------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  |           |
| 当連結会計年度期首残高         | 100,000 | 2,380,196 | 1,257,073 | △136,694 | 3,600,574 |
| 当連結会計年度変動額          |         |           |           |          |           |
| 連結子会社の増資による持分の増減    |         | 27,600    |           |          | 27,600    |
| 剰余金の配当              |         |           | △134,252  |          | △134,252  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |           | 319,394   |          | 319,394   |
| 自己株式の取得             |         |           |           | △492     | △492      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |           |           |          | —         |
| 当連結会計年度変動額合計        | —       | 27,600    | 185,142   | △492     | 212,249   |
| 当連結会計年度末残高          | 100,000 | 2,407,796 | 1,442,216 | △137,187 | 3,812,824 |

|                     | その他の包括利益累計額 |             | 非支配株主持分 | 純 資 産 計   |
|---------------------|-------------|-------------|---------|-----------|
|                     | その他有価証券評価差額 | その他の包括利益累計額 |         |           |
| 当連結会計年度期首残高         | —           | —           | —       | 3,600,574 |
| 当連結会計年度変動額          |             |             |         |           |
| 連結子会社の増資による持分の増減    |             | —           |         | 27,600    |
| 剰余金の配当              |             | —           |         | △134,252  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |             | —           |         | 319,394   |
| 自己株式の取得             |             | —           |         | △492      |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △47         | △47         | 19,970  | 19,923    |
| 当連結会計年度変動額合計        | △47         | △47         | 19,970  | 232,173   |
| 当連結会計年度末残高          | △47         | △47         | 19,970  | 3,832,748 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 7社
- ・主要な連結子会社の名称 デューイ(株)  
ホテルKANAZAWA(同)  
(同)バロン  
Cytori Japan S1投資事業有限責任組合  
サイトリ・セラピューティクス(株)  
FRACTALEホテルマネジメント(株)  
ホテル金沢(株)

2019年4月25日付で、Cytori Japan S1投資事業有限責任組合への出資を通じサイトリ・セラピューティクス(株)の株式を取得したため、連結の範囲に含めています。

2019年7月31日付で、ナッツリアルエステート(同)はホテルKANAZAWA(同)へ商号を変更しております。

2019年8月30日付で、アドミラル(株)との合弁会社としてFRACTALEホテルマネジメント(株)を設立し、連結の範囲に含めております。

2019年9月27日付で、ホテルKANAZAWA(同)(旧 ナッツリアルエステート(同))が組成する匿名組合を通じてホテル金沢(株)の株式を取得したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

| 会社名                       | 決算日       |
|---------------------------|-----------|
| ホテル金沢(株)                  | 8月31日 *1  |
| サイトリ・セラピューティクス(株)         | 12月31日 *2 |
| Cytori Japan S1投資事業有限責任組合 | 12月31日 *2 |

\*1 連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

\*2 連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

###### その他有価証券

###### 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資有価証券のうち、匿名組合及び投資事業有限責任組合の出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

###### ロ. たな卸資産

###### 販売用不動産

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）。なお、販売用不動産のうち賃貸に供している物件については、有形固定資産に準じて減価償却を行っております。

###### 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産

定額法

###### （リース資産を除く）

ただし、当社の工具、器具及び備品及びホテル設備関係の備品については、定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 5年～41年

工具、器具及び備品 2年～15年

###### 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ のれん償却方法及び期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

なお、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが発生した連結会計年度の損益として処理することとしております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する事項

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで有形固定資産の「その他（純額）」に含めて表示しておりました「建物（純額）」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「建物（純額）」は2,366千円であります。

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました流動負債の「前受金」（当連結会計年度は33,327千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで区分掲記して表示しておりました営業外費用の「アレンジメントフィー」（当連結会計年度は1,600千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

|           |              |
|-----------|--------------|
| 現金及び預金    | 33,500千円     |
| 販売用不動産    | 4,648,792千円  |
| 建物（純額）    | 3,719,706千円  |
| 土地        | 3,828,818千円  |
| 関係会社株式（注） | 1,800,000千円  |
| 計         | 14,030,817千円 |

（注）上記の関係会社株式は、連結子会社株式であり、連結貸借対照表には計上されておられません。

##### ② 担保に係る債務

|               |             |
|---------------|-------------|
| 一年内返済予定の長期借入金 | 520,800千円   |
| 長期借入金         | 8,218,800千円 |
| 計             | 8,739,600千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 403,241千円

#### (3) 貸出コミットメント契約

貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

|              |          |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 50,000千円 |
| 借入実行残高       | 27,100千円 |
| 差引額          | 22,899千円 |

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数

|      | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 7,183,195株   | 一株           | 一株           | 7,183,195株  |

##### (2) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 2019年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 134,252千円 | 20円          | 2019年3月31日 | 2019年6月27日 |

###### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------|--------------|------------|------------|
| 2020年6月25日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 67,119千円 | 10円          | 2020年3月31日 | 2020年6月26日 |

##### (3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

##### (4) 自己株式の数に関する事項

|      | 当連結会計年度期首株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末株式数 |
|------|--------------|--------------|--------------|-------------|
| 普通株式 | 470,565株     | 651株         | 一株           | 471,216株    |

(注) 自己株式の増加数は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金運用について安全性の高い金融資産を対象に行っております。資金調達については、銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については、デリバティブ管理規程に則り、金利変動リスクを回避するために利用するのみで、投機的な取引は一切行わない方針であります。なお、最近の金利水準に鑑み、現在デリバティブ取引は行っておりません。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、リスク低減を図っております。

投資有価証券は、主に匿名組合出資金及び投資事業有限責任組合出資金であるため、市場価格変動リスクはありませんが、発行体の信用リスクに晒されております。そのため定期的に発行体の財務状態を把握することにより管理しております。

営業債務である買掛金、短期借入金は、1年以内に支払期日が到来するものであります。また、長期借入金は、主にホテル不動産の取得、維持およびホテル経営のための運転資金、販売用不動産の購入に係る調達であります。これらは流動性リスクに晒されており、主管部署が資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持により管理しております。

匿名組合出資預り金は、投資家が出資した金銭であり、流動性リスクに晒されておりますが、主管部署が資金繰計画を作成・更新するとともに、分別管理及び手許流動性の維持により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2参照）。

|        | 連結貸借対照表計上額<br>(千円) | 時価<br>(千円) | 差額<br>(千円) |
|--------|--------------------|------------|------------|
| 現金及び預金 | 999,505            | 999,505    | —          |
| 売掛金    | 39,980             | 39,980     | —          |
| 資産計    | 1,039,485          | 1,039,485  | —          |
| 買掛金    | 37,746             | 37,746     | —          |
| 短期借入金  | 27,100             | 27,100     | —          |
| 長期借入金※ | 8,739,600          | 8,739,600  | —          |
| 負債計    | 8,804,446          | 8,804,446  | —          |

※長期借入金には一年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

現金及び預金、売掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

買掛金、短期借入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利が反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分        | 当連結会計年度   |
|-----------|-----------|
| 投資有価証券    | 367,939千円 |
| 匿名組合出資預り金 | 986,412千円 |

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

## (注) 3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) | 2年超<br>3年以内<br>(千円) | 3年超<br>4年以内<br>(千円) | 4年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 27,100       | —                   | —                   | —                   | —                   | —           |
| 長期借入金 | 520,800      | 520,800             | 520,800             | 2,527,200           | 300,000             | 4,350,000   |
| 合 計   | 547,900      | 520,800             | 520,800             | 2,527,200           | 300,000             | 4,350,000   |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 568円06銭  
(2) 1株当たり当期純利益 47円58銭

## 7. 重要な後発事象に関する注記

## (連結子会社の増資)

当社の連結子会社であるサイトリ・セラピューティクス株式会社（12月決算）は、2020年3月23日開催の臨時株主総会において、株主及び第三者に対する新株式の発行について決議いたしました。当社の連結子会社Cytori Japan S1投資事業有限責任組合（12月決算）は、当該増資のうち25株を引き受けており、増資後の当社の実質的な持分比率は56.37%となっております。

その概要は以下のとおりであります。

- (1) 発行株式数： 普通株式 419株  
(2) 発行価額： 1株当たり952,000円  
(3) 発行価額の総額： 398,888千円  
(4) 発行価額のうち資本に組入れた額： 199,444千円  
(5) 払込のスケジュール： 2020年3月24日  
(6) 資金の使途： 運転資金

(株式交換による完全子会社化)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社であるサイトリ・セラピューティクス株式会社（以下「サイトリ社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、同日内で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

なお、本株式交換については、当社及びサイトリ社のそれぞれ株主総会での決議により、本株式交換契約の承認を得た上で、2020年7月7日を効力発生日として行われる予定です。当該企業結合の概要は以下のとおりであります。

## 1. 企業結合の概要

### (1) 被取得企業の名称及び事業の内容

株式交換完全子会社の名称 サイトリ・セラピューティクス株式会社  
事業の内容 医療機器の製造、輸出入及び販売  
医療機器の修理及び賃貸  
細胞バンクシステム（幹細胞の保管・貯蔵）導入・運用

### (2) 企業結合の目的

当社では、医療、金融、不動産事業のアセットマネジメントを通じて、当社ステークホルダーの方々に持続的な価値提供を作り出すことに取り組んでおります。

サイトリ社買収当初は、同社の国内市場での新規株式公開を支援していく方針でありましたが、その実現までに期間を要することが判明したこと、親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性の排除のため機動的かつ柔軟な経営体制の構築が困難になること等から、新規株式公開ではなく、完全子会社化することが、当社グループの経営の効率化を更に進め、当社グループの企業価値向上に資すると判断いたしました。

### (3) 企業結合日

2020年7月7日

### (4) 企業結合の法的形式

株式交換

### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

### (6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が本株式交換により、サイトリ社の議決権の100%を取得し、サイトリ社が完全子会社になることによるものであります。

2. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付する株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

サイトリ社の普通株式1株に対して、当社の普通株式1,038株を割当交付いたします。

(2) 株式交換比率の算定方法

本株式交換に用いられる株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当社及びサイトリ社から独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザー」という。）に当社が株式交換比率の算定を依頼しました。

当社は、マクサス・コーポレートアドバイザーから提出を受けた株式交換比率の算定結果を踏まえ、サイトリ社と慎重な検討・協議・交渉を行った結果、当社の取締役会及びサイトリ社の取締役が上記株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断し、本株式交換を行うことを合意いたしました。

(3) 交付する株式数

1,951,440株（予定）

なお、本株式交換にあたり、当社の自己株式471,216株の交付を行うとともに、新たに普通株式を1,480,224株発行する予定であります。

(4) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する摘要指針」（企業会計基準摘要指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理する予定です。

## 8. 企業結合等に関する注記

### (取得による企業結合)

当社は、2019年4月23日付臨時取締役会において、Cytori Japan S1投資事業有限責任組合への出資を通じて、米国Cytori Therapeutics, Inc. (以下「米国サイトリ社」という。)の日本子会社であるサイトリ・セラピューテイクス株式会社(以下「サイトリ社」という。)の株式を取得し、子会社化することについて決議し、2019年4月25日付で同社の株式を取得しました。

### 企業結合を行った主な理由

米国NASDAQ上場のバイオ企業である米国サイトリ社は、脂肪組織由来幹細胞を用いた再生医療領域ではグローバルリーダーの1社であります。日本では平成24年に医療機器としての認可を受け、2018年11月には高度管理医療機器クラスⅢとしての承認を受けております。また米国、ヨーロッパ、日本において細胞治療の開発に取り組んでおり、複数の難治性疾患に対して国内外の大学及び研究機関と前臨床試験や医師主導型治験、そして企業主導型治験などの臨床試験を進めております。

今回当社では、サイトリ社の代表者である白浜靖司郎氏(以下「白浜氏」という。)と共同で、米国サイトリ社が保有するサイトリ社の株式および日本における脂肪組織由来幹細胞に関連する全ての特許を取得いたします。白浜氏は、世界最先端の再生医療を日本企業が主導していくことを目指しており、今般、マネジメントバイアウトの手法で再生医療の分野ではグローバルリーダーの1社である米国サイトリ社の資産を取得することで米国サイトリ社と合意しました。今後当社としては、当社の知見・経験をもとに、白浜氏及びサイトリ社と共同して大きく3つの取り組みを進めていく予定であります。

- ① サイトリ社が取り組む様々な難治性疾患の日本国内での臨床試験の推進を金融面で支援すると共に、早期の承認申請を進めていきます。
- ② 患者さんご自身の幹細胞を用いて疾患を治療する目的でStem Source Cell Bank(幹細胞バンク)の拠点づくりを不動産面で支援すると共に、幹細胞バンクと再生医療の認知と普及を進めていきます。
- ③ サイトリ社が将来的には日本国内のみならず米国、ヨーロッパ、アジアでの事業展開を検討していることから、当社が早期のグローバル展開を協力していくと共に、サイトリ社の日本国内市場での新規株式公開を支援していきます。

(Cytori Japan S1投資事業有限責任組合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 Cytori Japan S1投資事業有限責任組合  
事業の内容 投資事業

(2) 企業結合日

2019年4月23日（みなし取得日 2019年6月30日）

(3) 企業結合の法的形式

投資事業有限責任組合契約に基づく出資

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 出資比率

95.8%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とし持分を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年7月1日から2019年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |
|-------|----|-----------|
| 取得の対価 | 現金 | 340,000千円 |
| 取得原価  |    | 340,000千円 |

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額

702千円

(2) 発生原因

出資から、みなし取得日までに発生した管理費用等により、取得時の純資産が取得価額を下回ったため発生しております。

(3) 償却方法及び償却期間

重要性が乏しいため即時償却しております。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 117,454千円 |
| 固定資産 | 237,537千円 |
| 資産合計 | 354,991千円 |
| 流動負債 | 724千円     |
| 固定負債 | －千円       |
| 負債合計 | 724千円     |

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法  
被取得企業組成後速やかに取得しているため、連結損益計算書に及ぼす影響額はありません。

(サイトリ・セラピューティクス株式会社)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業内容

被取得企業の名称 サイトリ・セラピューティクス株式会社

事業の内容 医療機器の製造、輸出入及び販売

医療機器の修理及び賃貸

幹細胞バンクシステム（幹細胞の保管・貯蔵）導入・運用

(2) 企業結合日

2019年4月25日（みなし取得日 2019年6月30日）

(3) 企業結合の法的形式

株式取得

(4) 結合後企業の名称

変更はありません。

(5) 取得した議決権比率

61.8%

(6) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるCytori Japan S1投資事業有限責任組合が、現金を対価としてサイトリ社の株式を取得したことによるものです。

2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2019年7月1日から2019年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |            |
|-------|----|------------|
| 取得の対価 | 現金 | 1,437千米国ドル |
| 取得原価  |    | 1,437千米国ドル |

取得の対価には、被取得企業の株式の対価に加え、被取得企業に対する債権の買取額1,437千米国ドルが含まれています。なお、被取得企業は2019年6月11日付で株主割合増資を実施し、当社はCytori Japan S1投資事業有限責任組合を通じて1,481株（67,600千円）を引き受けておりません。

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

110,732千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される超過収益力から発生したものです。

(3) 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|      |           |
|------|-----------|
| 流動資産 | 228,231千円 |
| 固定資産 | 123,240千円 |
| 資産合計 | 351,472千円 |
| 流動負債 | 286,453千円 |
| 固定負債 | 108,151千円 |
| 負債合計 | 394,604千円 |

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法  
当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

2019年9月9日開催の取締役会において、ホテルKANAZAWA合同会社（旧 ナツリアルエステート合同会社）が組成する匿名組合を通じホテル金沢株式会社の株式を取得することについて決議し、2019年9月27日付で同社株式を取得し、連結子会社といたしました。

（ホテル金沢株式会社）

## 1. 企業結合の概要

### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

名称：ホテル金沢株式会社

事業の内容：ホテル経営

### (2) 企業結合を行った理由

長期間にわたり安定的なキャッシュ・フローが見込めるホテル不動産に対しては、国内外の投資家による投資意欲は継続的に高い水準にあり、訪日外国人の更なる増加が期待されている中、当社では既存のホテルや旅館のリノベーション事業、新たなホテルや旅館の不動産開発事業を強化していく方針であります。

ホテル金沢は、JR金沢駅から徒歩1分の好立地に位置する金沢を代表するホテルの一つです。多数の観光スポットを有する金沢は、北陸新幹線の開業で観光客によるアクセスが大幅に改善し、国内外からの観光客数は年々増加傾向にあります。当社グループでは、保有する経営資源及びノウハウを提供することで、ホテル金沢の更なる成長を支援する目的で同社株式を取得いたしました。

### (3) 企業結合日

2019年9月27日（みなし取得日 2019年9月30日）

### (4) 企業結合の法的形式

株式の取得

### (5) 結合後企業の名称

変更はありません。

### (6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

ホテルKANAZAWA合同会社が組成した匿名組合を通じ、現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年10月1日から2020年3月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|           |             |
|-----------|-------------|
| 取得の対価（現金） | 1,800,000千円 |
| <hr/>     |             |
| 取得原価      | 1,800,000千円 |

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー業務に対する報酬・手数料等 11,129千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

697,175千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって期待される収益力及び不動産の評価によるものであります。

(3) 償却方法及び償却期間

20年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

|       |             |
|-------|-------------|
| 流動資産  | 516,032千円   |
| 固定資産  | 7,744,311千円 |
| <hr/> |             |
| 資産合計  | 8,260,344千円 |
| <hr/> |             |
| 流動負債  | 368,454千円   |
| 固定負債  | 6,789,065千円 |
| <hr/> |             |
| 負債合計  | 7,157,519千円 |

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部               |            | 負 債 の 部           |           |
|-----------------------|------------|-------------------|-----------|
| 流 動 資 産               | 4,227,187  | 流 動 負 債           | 319,804   |
| 現金及び預金                | 366,174    | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 300,000   |
| 売 掛 金                 | 102,682    | そ の 他             | 19,804    |
| 関係会社短期貸付金             | 5,546,610  | 固 定 負 債           | 5,556,737 |
| 1年内回収予定の<br>関係会社長期貸付金 | 300,000    | 長 期 借 入 金         | 5,550,000 |
| そ の 他                 | 2,719      | 退 職 給 付 引 当 金     | 6,737     |
| 貸倒引当金                 | △2,091,000 | 負 債 合 計           | 5,876,541 |
| 固 定 資 産               | 5,592,621  | 純 資 産 の 部         |           |
| 有 形 固 定 資 産           | 10,093     | 株 主 資 本           | 3,943,267 |
| その他(純額)               | 10,093     | 資 本 金             | 100,000   |
| 無 形 固 定 資 産           | 1,593      | 資 本 剰 余 金         | 2,380,196 |
| その他                   | 1,593      | 資 本 準 備 金         | 6,713     |
| 投資その他の資産              | 5,580,934  | その他資本剰余金          | 2,373,482 |
| 投資有価証券                | 169,064    | 利 益 剰 余 金         | 1,600,258 |
| 関係会社出資金               | 336,691    | 利 益 準 備 金         | 13,425    |
| 関係会社株式                | 13,000     | その他利益剰余金          | 1,586,833 |
| 関係会社長期貸付金             | 4,950,000  | 繰越利益剰余金           | 1,586,833 |
| 繰延税金資産                | 95,381     | 自 己 株 式           | △137,187  |
| そ の 他                 | 16,796     | 純 資 産 合 計         | 3,943,267 |
| 資 産 合 計               | 9,819,808  | 負 債 純 資 産 合 計     | 9,819,808 |

# 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 高 上 利 益               | 235,364 |
| 上 総 利 益               | 235,364 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 139,571 |
| 営 業 利 益               | 95,793  |
| 営 業 外 収 益             |         |
| 受 取 利 息               | 214,191 |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額       | 179,000 |
| そ の 他                 | 2       |
| 営 業 外 費 用             |         |
| 支 払 利 息               | 32,561  |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 損     | 3,905   |
| そ の 他                 | 1,600   |
| 経 常 利 益               | 450,920 |
| 特 別 損 失               |         |
| 本 社 移 転 費 用           | 1,212   |
| 固 定 資 産 処 分 損         | 108     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 449,599 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,210   |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △95,381 |
| 当 期 純 利 益             | △94,171 |
|                       | 543,770 |

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

|                 | 株主資本    |       |              |             |
|-----------------|---------|-------|--------------|-------------|
|                 | 資本金     | 資本剰余金 |              |             |
|                 |         | 資本準備金 | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 |
| 当 期 首 残 高       | 100,000 | 6,713 | 2,373,482    | 2,380,196   |
| 当 期 中 の 変 動 額   |         |       |              |             |
| 剰 余 金 の 配 当     |         |       |              | —           |
| 利 益 準 備 金 の 積 立 |         |       |              | —           |
| 当 期 純 利 益       |         |       |              | —           |
| 自 己 株 式 の 取 得   |         |       |              | —           |
| 当 期 変 動 額 合 計   | —       | —     | —            | —           |
| 当 期 末 残 高       | 100,000 | 6,713 | 2,373,482    | 2,380,196   |

|                 | 株主資本   |                |             |          |            | 純資産合計     |
|-----------------|--------|----------------|-------------|----------|------------|-----------|
|                 | 利益剰余金  |                |             | 自己株式     | 株主資本<br>合計 |           |
|                 | 利益準備金  | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合計 |          |            |           |
| 当 期 首 残 高       | —      | 1,190,740      | 1,190,740   | △136,694 | 3,534,241  | 3,534,241 |
| 当 期 中 の 変 動 額   |        |                |             |          |            |           |
| 剰 余 金 の 配 当     |        | △134,252       | △134,252    |          | △134,252   | △134,252  |
| 利 益 準 備 金 の 積 立 | 13,425 | △13,425        | —           |          | —          | —         |
| 当 期 純 利 益       |        | 543,770        | 543,770     |          | 543,770    | 543,770   |
| 自 己 株 式 の 取 得   |        |                | —           | △492     | △492       | △492      |
| 当 期 変 動 額 合 計   | 13,425 | 396,093        | 409,518     | △492     | 409,025    | 409,025   |
| 当 期 末 残 高       | 13,425 | 1,586,833      | 1,600,258   | △137,187 | 3,943,267  | 3,943,267 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

- ① 子会社株式及び子会社出資金 移動平均法による原価法  
なお、関係会社出資金のうち、投資事業有限責任組合出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② その他有価証券  
時価のないもの

移動平均法による原価法  
なお、投資有価証券のうち、匿名組合及び投資事業有限責任組合の出資金については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

(リース資産を除く)

##### 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物附属設備    | 15年    |
| 工具、器具及び備品 | 5年～15年 |

##### 無形固定資産

(リース資産を除く)

##### 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上方法

##### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づ

き、当事業年度末において発生すると認められる額を計上しております。

- (4) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

## 2. 表示方法の変更

### (貸借対照表)

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「工具、器具及び備品（純額）」（当事業年度、3,307千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他（純額）」に含めて表示しております。

前事業年度まで区分掲記して表示しておりました「ソフトウェア」（当事業年度、1,237千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社出資金」及び「関係会社株式」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。なお、前事業年度の「関係会社出資金」は300千円、「関係会社株式」は0千円であります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

- |                                                       |             |
|-------------------------------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額                                    | 5,266千円     |
| (2) 以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。<br>デューイ㈱        | 2,889,600千円 |
| (3) 関係会社に対する金銭債権・債務<br>短期金銭債権                         | 102,963千円   |
| (4) 当座貸越契約<br>当座貸越契約に係る貸出未実行残高は次のとおりであります。<br>当座貸越極度額 | 6,280,000千円 |
| 貸出実行残高                                                | 5,546,610千円 |
| 差引額                                                   | 733,390千円   |

なお、上記当座貸越契約においては、信用状態等に関する審査を貸出実行の条件としているものが含まれているため、必ずしも全額が実行されるものではありません。

## 4. 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

|            |           |
|------------|-----------|
| 売上高        | 235,364千円 |
| 営業取引       | 2,643千円   |
| 営業取引以外の取引高 | 216,866千円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 470,565株    | 651株       | 一株         | 471,216株   |

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

|           |             |
|-----------|-------------|
| 貸倒引当金     | 723,276千円   |
| 退職給付引当金   | 2,330千円     |
| 関係会社株式評価損 | 183,410千円   |
| 税務上の繰越欠損金 | 1,570,372千円 |
| 未収利息      | 72,860千円    |
| その他       | 227千円       |

繰延税金資産小計 2,552,477千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額  $\Delta 1,474,990$ 千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額  $\Delta 982,105$ 千円

評価性引当額小計  $\Delta 2,457,096$ 千円

繰延税金資産合計 95,381千円

繰延税金資産（負債は $\Delta$ ）の純額 95,381千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別内訳

法定実効税率 34.6 %

(調整)

住民税均等割 0.27

評価性引当額の増減（繰越欠損金の期限切れの金額含む）  $\Delta 55.82$

税効果会計適用後の法人税等の負担率  $\Delta 20.95$

7. 関連当事者との取引に関する注記  
 関連会社等

| 属性  | 会社等の名称   | 議決権の<br>所有割合 | 関係内容                    |                | 取引の内容                                                | 取引金額<br>(千円)                                           | 科目                         | 期末残高<br>(千円)         |
|-----|----------|--------------|-------------------------|----------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------------------------|----------------------|
|     |          |              | 役員<br>の<br>兼任等          | 事業上<br>の<br>関係 |                                                      |                                                        |                            |                      |
| 子会社 | デューイ(株)  | 直接<br>100%   | 役員<br>の<br>兼任<br>役員 4 名 | 業務<br>受託       | 業務受託(注2)<br>資金の貸付<br>貸付金の回収<br>利息の受取(注1)<br>債務保証(注3) | 234,664<br>1,030,000<br>70,000<br>175,953<br>2,889,600 | 売掛金<br>短期貸付金               | 102,682<br>5,326,610 |
| 子会社 | (同)パロン   | 直接<br>100%   | 役員<br>の<br>兼任<br>役員 1 名 | 資金<br>の<br>貸付  | 資金の貸付<br>貸付金の回収<br>利息の受取(注1)                         | 280,000<br>60,000<br>6,223                             | 短期貸付金                      | 220,000              |
| 子会社 | ホテル金沢(株) | 間接<br>100%   | 役員<br>の<br>兼任<br>役員 1 名 | 資金<br>の<br>貸付  | 資金の貸付<br>貸付金の回収<br>利息の受取(注1)                         | 5,400,000<br>150,000<br>31,486                         | 一年内回収予定<br>の長期貸付金<br>長期貸付金 | 300,000<br>4,950,000 |

取引及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案し、リスクに応じた金利を設定しております。  
 2. 業務受託の取引条件については、当社の販売費及び一般管理費を基準として、当社の関与度合いを見積もり固定報酬を算定し、利益に応じて変動報酬を定めております。  
 3. 銀行借入に対して保証を行っております。  
 4. 取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 587円50銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 81円01銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(株式交換による完全子会社化)

「連結注記表 7. 重要な後発事象に関する注記 (株式交換による完全子会社化)」に記載しているため、注記を省略しております。

10. 企業結合等に関する注記

(取得による企業結合)

「連結注記表 8. 企業結合等に関する注記 (取得による企業結合)」にCytori Japan S1投資事業有限責任組合の取得に関する記載をしているため、注記を省略しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

FRACTALE株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 高橋 克幸 ㊤

業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 福田 健太郎 ㊤

業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、FRACTALE株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、FRACTALE株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

FRACTALE株式会社

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 高橋 克幸 ㊤

業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 福田 健太郎 ㊤

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、FRACTALE株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

F R A C T A L E 株式会社 監査等委員会

監査等委員 矢 島 勝 ㊟

監査等委員 松 山 昌 司 ㊟

監査等委員 坂 田 靖 志 ㊟

(注) 監査等委員矢島 勝、松山 昌司及び坂田 靖志は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元と財務体質の強化並びに当社及びグループ各社の新規事業展開に必要な内部留保の確保を、それぞれ最重要課題と認識しており、新規事業の状況、業績の伸長、経営環境等を総合的に勘案し、安定した配当を行い、これを持続させることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、医療アセット事業への成長資金の内部留保等を総合的に勘案し、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたくここにお諮りいたします。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円

なお、この場合の配当総額は、67,119,790円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）4名選任の件

取締役全員（3名）が、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、医療アセット事業を含めた経営体制の一層の強化を図るため取締役1名を増員することとし、取締役（再任3名、新任1名）の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | ほり え とし やす<br>堀江 聡 寧<br>(1972年9月29日) | 1996年4月 住友商事㈱ 入社<br>2009年1月 ACA㈱ 入社<br>2012年1月 ライジング・ジャパン・エクイティ㈱ 入社<br>2016年7月 ACA㈱ 入社 マネージングパートナー<br>2017年12月 当社取締役<br>2018年3月 ACA㈱ 取締役（現任）<br>2019年4月 当社代表取締役社長（現任）<br>2019年4月 サイトリ・セラピューティクス㈱代表取締役（現任）<br>2019年9月 ホテル金沢㈱代表取締役（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>デューイ㈱ 代表取締役<br>ACA㈱ 取締役<br>サイトリ・セラピューティクス㈱ 代表取締役<br>ホテル金沢㈱ 代表取締役 | 一株                 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>株式の<br>数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 2         | ほし の よし ひろ<br>星野 喜宏<br>(1957年4月21日)  | 2001年4月 AIGスター生命保険㈱ 取締役<br>2005年2月 富士生命保険㈱ 代表取締役<br>2008年6月 富士火災海上保険㈱ 執行役<br>富士生命保険㈱ 取締役<br>(非常勤)<br>2009年8月 富士火災海上保険㈱<br>グループ執行役員<br>富士生命保険㈱<br>代表取締役社長兼COO<br>2011年4月 スターキャピタルマネージメ<br>ント㈱ 代表取締役 (現任)<br>2018年6月 当社代表取締役<br>2019年4月 当社取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>デューイ㈱ 取締役 | 一株               |
| 3         | とう どう ひろ たか<br>藤堂 裕隆<br>(1970年8月31日) | 1993年4月 ㈱日本長期信用銀行 (現㈱新生銀<br>行) 入行<br>2000年9月 ㈱イシイコーポレーション (現当<br>社) 入社総合企画部<br>2004年6月 ゼィープラス㈱<br>(現当社) 取締役<br>2007年6月 当社代表取締役<br>2018年6月 当社取締役会長<br>2019年4月 当社取締役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>デューイ㈱ 取締役<br>アルゴ・ホールディングス㈱ 代表取締役                                                   | 3,750株           |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                             | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>株式の<br>数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 4         | <small>しらはませい じろう</small><br>白浜靖司郎<br>(1954年3月4日)<br>(新任) | 1981年7月 Baster Travenol Laboratories<br>Inc. 入社<br>1997年4月 ブリストル・マイヤーズ・スクイ<br>ブ(㈱取締役<br>1999年5月 タッチ・メトリクス(㈱代表取締役<br>社長<br>2002年9月 Cytori US Vice President-Asia<br>Pacific入社<br>2002年11月 サイトリ・セラピューティクス(㈱<br>代表取締役社長<br>2006年11月 Cytori US Sr.Vice President-<br>Asia Pacific<br>2007年7月 Cytori US President-Asia<br>Pacific<br>2015年10月 サイトリ・セラピューティクス(㈱<br>代表取締役会長 (現任) | 一株               |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 堀江聡寧氏が取締役を兼職しております A C A 株式会社は、当社の親会社 (特定関係事業者) であるアクア戦略投資事業有限責任組合の無限責任組合員であり、A C A 株式会社も親会社に該当しております。
3. 白浜靖司郎氏の戸籍上の氏名は、白浜教男であります。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                       | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する<br>株式数 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | <p style="text-align: center;">や じ ま      ま さ る<br/>矢 島      勝<br/>(1949年4月3日)</p> | <p>1973年4月 ㈱日本不動産銀行（現㈱あおぞら銀行）入行</p> <p>1999年7月 全国信用協同組合連合会出向</p> <p>2001年4月 全国信用協同組合連合会入会</p> <p>2009年6月 全国しんくみ保証株式会社出向</p> <p>2013年6月 全国信用協同組合連合会退会</p> <p>2016年6月 当社常勤・社外監査役</p> <p>2018年6月 当社常勤・社外取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況)</p> <p>デューイ㈱ 監査役</p> | 一株          |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、当社における地位および担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>株式の数 |
|-----------|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 2         | まつ やましよう じ<br>松山昌司<br>(1973年5月4日) | <p>1997年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所</p> <p>2001年4月 公認会計士登録</p> <p>2006年7月 松山公認会計士事務所開設(現任)</p> <p>2007年8月 あすなる監査法人設立 代表社員 就任(現任)</p> <p>2009年6月 当社社外監査役</p> <p>2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>松山公認会計士事務所 代表<br/>あすなる監査法人 代表社員<br/>ぶらっとホーム㈱ 社外監査役<br/>㈱ジー・スリーホールディングス 取締役(監査等委員)<br/>㈱グッドコムアセット 社外取締役</p> | 一株           |
| 3         | さか た やす し<br>坂田靖志<br>(1976年4月12日) | <p>2005年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所</p> <p>2009年7月 公認会計士登録</p> <p>2011年1月 坂田公認会計士事務所 開設 代表(現任)</p> <p>税理士登録</p> <p>2013年6月 当社社外監査役</p> <p>2018年6月 当社取締役(監査等委員)(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>坂田公認会計士事務所 代表<br/>㈱ブルズコンサルティング 代表取締役<br/>税理士法人ブルズ&amp;パートナーズ 代表社員<br/>監査法人トキ 代表社員<br/>LRM㈱ 社外取締役</p>                          | 一株           |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 選任理由
- ① 矢島勝氏を社外取締役（監査等委員）候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる金融業界において豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくことを期待するためであります。なお、矢島勝氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。取締役（監査等委員）としての在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
- ② 松山昌司氏を社外取締役（監査等委員）候補者とした理由は、公認会計士の資格を有し、会計・財務における高度な専門知識を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- なお、松山昌司氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。取締役（監査等委員）としての在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
- ③ 坂田靖志氏を社外取締役（監査等委員）候補者とした理由は、公認会計士の資格を有し、会計・財務における高度な専門知識を有しており、社外取締役（監査等委員）として職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- なお、坂田靖志氏は現在当社の社外取締役（監査等委員）であります。取締役（監査等委員）としての在任期間は本総会終結の時をもって2年になります。
4. 当社は矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の規定による法令の定める額を限度として賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏の再任が承認された場合、当社はそれぞれとの間の前記責任限定契約を継続する予定です。
5. 当社は、矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。矢島勝氏、松山昌司氏並びに坂田靖志氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 当社とサイトリ・セラピューティクス株式会社との株式交換契約承認の件

当社は2020年5月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、当社の連結子会社であるサイトリ・セラピューティクス株式会社（以下「サイトリ社」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施することを決議し、サイトリ社との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約について、ご承認をお願いいたしたく存じます。

本株式交換の効力発生日は、2020年7月7日を予定しております。本株式交換を行う理由及び本株式交換契約の内容等、その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

##### 1. 本株式交換を行う理由

当社では、医療、金融、不動産事業のアセットマネジメントを通じて、サイトリ社における再生医療、連結子会社であるデュイ株式会社における不動産売買・賃貸、連結子会社であるホテル金沢株式会社におけるホテルビジネス等を手掛けており、当社ステークホルダーの方々に持続的な価値提供を作り出すことに取り組んでおります。

サイトリ社は、同社のプラットフォームで高度管理医療機器クラスⅢとして厚生労働省より承認を受けたセルーションシステムを使って、成人患者自身の皮下脂肪組織から脂肪組織由来再生（幹）細胞「Adipose Derived Regenerative Cells (ADRC)」を数時間で採取する特許技術を有しております。

この細胞を用いた再生医療では、拒絶反応などの細胞移植の際に起こりうる一般的な問題を回避でき、細胞の培養という処理が不要で、脂肪組織に自然に存在するすべての幹細胞を含む再生細胞を、人工的な操作を加えずに新鮮な状態で分離し、その日のうちに治療、つまり細胞の投与を行うことができます。国内ではこれまで、男性腹圧性尿失禁、肝硬変、慢性疼痛、乳房再建、重症虚血肢など複数の疾患に対して臨床研究、臨床試験、実臨床が、大学や提携医療機関において行われております。

当社では、サイトリ社の臨床試験の推進、幹細胞バンクと再生医療の認知向上、グローバル展開の協力等によるグループでの企業価値向上を目的として、2019年4月に投資事業有限責任組合経由で米国Cytori Therapeutics, Inc.（以下「米国サイトリ社」という。）からサイトリ社の株式を取得、同社の総議決権の56.37%を保有して連結子会社化しております。

2019年4月当時、サイトリ社は、脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた再生医療に係る研究開発及び医療機器製造業を運営している米国サイトリ社の日本子会社でありました。米国NASDAQ上場のバイオ企業である米国サイトリ社は、脂肪組織由来幹細胞を用いた再生医療領域ではグローバルリーダーの1社であり、日本では2012年にセルレーション遠心分離器が医療機器としての認可を受け、2018年11月にはセルセラピーキットが高度管理医療機器クラスⅢとしての承認を受けております。また米国、ヨーロッパ、日本において細胞治療の開発に取り組んでおり、複数の難治性疾患に対して国内外の大学及び研究機関と前臨床試験や医師主導型治験、そして企業主導型治験などの臨床試験を進めております。当社では、サイトリ社の代表者である白浜靖司郎氏と共同で、米国サイトリ社が保有するサイトリ社の株式及び日本における脂肪組織由来幹細胞に関連する全ての特許を取得いたしました。白浜靖司郎氏は、世界最先端の再生医療を日本企業が主導していくことを目指しており、当社と共同でマネジメントバイアウトの手法で再生医療の分野ではグローバルリーダーの1社である米国サイトリ社の資産を取得することで米国サイトリ社と合意に至りました。

当社はサイトリ社を連結子会社化した2019年4月以降、「医療技術やバイオを活用して価値を創造するプラットフォームカンパニー」を目標に掲げ、サイトリ社の臨床試験の推進支援、また医療技術と金融、医療施設と不動産事業という視点で、企業価値の向上のあり方をサイトリ社とも協議してきました。サイトリ社がevidence-based medicine、医学的研究でエビデンスが得られた医療を患者様に早期に提供することを目指していることを当社も支持し、国内外の専門誌や学会で公表された過去の臨床結果や論文を広く検索し、難病といわれる各疾患の大学病院や提携医療機関ドクターと組んで脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた新たな臨床研究を行い、信頼できる学会誌には論文を投稿し、エビデンスに基づく再生医療を日本の医療保険制度下で提供することを支援してきました。

実際にサイトリ社が当社の連結子会社化した後の2019年11月には、国内で初めて脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた男性腹圧性尿失禁の国内治験を終了させ、同年12月には当該疾患に関する医療機器の国内承認申請を実施しました。また2020年3月には、国内で初めて脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた肝硬変治療の国内治験を終了させました。サイトリ社にとっても、国内で初めて治験を終了させ、脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いて難病といわれる各疾患に対する安全性と有効性を示してきた事例となります。また、当社が国内で展開するフルサービスホテルや取引先のファシリティ事業において、サイトリ社の技術を活用した再生医療センターの開設の検討を進めており、国内の複数の拠点で患者様が専門的な再生医療を受診できる環境作りに取り組んでおります。また、サイトリ社が行

う各疾患の臨床研究の実施や国内治験の実施には、一定規模の研究開発資金が必要となり、さらにサイトリ社では、今後も様々な難病といわれる疾患の国内治験が計画されており、継続的な資金調達の必要性があります。サイトリ社が取り扱う医療機器の製造・販売にも相応の運転資金の調達が必要となり、サイトリ社の経営成績及び財政状態は、2019年12月末の営業利益が184百万円の損失で、純資産も2,222百万円の債務超過となっております。当社では、サイトリ社に対して当社取引金融機関を紹介するだけでなく、数度の資本増強においては当社でも第三者割当増資を引き受け、ファイナンスの支援やサポートを続けてきました。

サイトリ社は、現在の医療技術・医薬品等では効果が薄く、根治が困難である難病といわれる疾患に対して、既存技術と異なる脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いた再生医療という新しい治療方法を、臨床研究ではなく実際の治療として患者様に早期に届けることを使命としております。血管新生、免疫調整、組織修復といった機能を持つ脂肪組織由来再生（幹）細胞を用いて、心筋、神経、骨、皮膚などの重要な組織の修復・再生を図る再生医療は、様々な細胞に分化する幹細胞の特性故に多様な治療方法に応用することが可能なため、難病等の有効な治療法として注目されております。世界中で猛威をふるう新型コロナウイルス感染

（COVID-19）の治療方法についても、肺の炎症を抑え、組織再生能力がある間葉系幹細胞を用いた治療の研究開発が世界で開始されており、サイトリ社においても公的機関、医療機関との協議を開始し、実際の治療に向けた対応につき検討を進めております。

サイトリ社は、現在の再生医療の実用化に向けた課題と言われている、「幹細胞のリソースの確保」、「安全性・有効性の検証」、「患者様の時間と費用の管理」といった課題に対して、確実なソリューションを提供していると考えております。「幹細胞のリソースの確保」においては、患者様ご本人の腹部・臀部等の皮下脂肪を利用する自家細胞治療を実施しています。他人の細胞を活用した他家細胞治療については、有効性と安全性の検証において課題が多くあります。また、骨髄や臍帯血などから採取する幹細胞より、脂肪組織からの採取は、患者様の身体への負担が低く、豊富な幹細胞を採取することができると言われております。

「安全性・有効性の検証」においては、サイトリ社では国内で初めて男性腹圧性尿失禁や肝硬変といった疾患において、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に国内治験の終了届出書が受理されております。また日本の医療機器の分類としては、高度管理医療機器クラスⅢとしてPMDAより承認されております。

「患者様の時間と費用の管理」においては、サイトリ社の特許技術であるソリューションシステムは、完全に自動化された閉鎖型のシステムで、細胞を培養することなく脂肪組織由来再生（幹）細胞が抽出され、細胞の調整に要する時間は1-2

時間で、その日に細胞治療が可能となる大きな特徴があります。一般的に幹細胞を培養することになると、1ヶ月程度の時間を要し、施設管理やドクターや患者様の時間と費用が嵩むことになります。またサイトリ社では、複数の疾患においては再生医療を日本の医療保険制度下で患者様に提供することを目指しており、患者様の医療費負担の軽減と、医療保険制度下での医療費全体の削減へ貢献していく考えであります。

当社では、このようにサイトリ社の再生医療技術が実用化を迎えていくにあたり、早ければ年内に国内で初めて男性腹圧性尿失禁における医療機器の国内承認がおりる可能性があり、サイトリ社が創業来培ってきた研究開発や製造技術を中心とした事業展開や組織体制では、再生医療事業をより広くかつ早期に展開するには不十分であると考えております。また今後計画している様々な難病といわれる疾患の国内治験が開始されれば、継続的な資金調達も必要となることから、当社及びサイトリ社では、グループ企業としての今後の経営体制・経営戦略のあり方について継続的に協議を行ってまいりました。

当社は、「医療技術やバイオを活用して価値を創造するプラットフォームカンパニー」を目標に掲げ、近年の市場環境の大きな変化や世界中で猛威をふるう新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響で経営環境の厳しさが増している不動産やホテル事業単体での展開ではなく、医療技術やバイオを活用した事業展開を付加することで企業価値の向上が図れるとの考えの下、これまで以上にサイトリ社と一体経営を行うことで、グループシナジーを更に発揮することの必要性を考えてまいりました。サイトリ社の新規株式公開による企業価値の実現の検討も行いましたが、その実現までに期間を要することが判明したこと、親子上場に係わる潜在的な利益相反の可能性の排除による機動的且つ柔軟な経営体制の構築が困難となること、また株式上場を維持するために必要とする経費の負担等もあることから、グループシナジーを最大限発揮できるサイトリ社の完全子会社化を進めることが望ましいと判断しました。

一方、サイトリ社は、即効性かつ潜在的な成長性を高く有する脂肪組織由来再生（幹）細胞を活用した再生医療事業の収益基盤を拡大させる為には、当社と協働の下、自社での細胞治療法の研究開発や製造技術の開発のみならず、国内外の多様なパートナーと提携し、具体的には、新たな難病の治療法については共同研究体制を構築し、様々な疾患における製品販売においても同分野で強みを有する企業とのパートナーシップを構築することが、早期かつ安定的に企業価値を向上できると考えてまいりました。また将来においては、患者様ご本人の治療のため自らの細胞を利用する自家細胞治療のみならず、他人へも応用できる他家細胞治療も可能であることを意味し、今後、医薬品業界において製薬企業は難病に対する

治療方法開発へシフトしてくるものと考えられており、これらの疾患について自家細胞治療で得られた技術・ノウハウ・データを他家細胞治療へと展開することで、製薬企業においても再生医療の研究開発が進み、ビジネスの拡大につながっていくものと考えました。当社としてもサイトリ社とは同様の認識をしており、両社が一体経営を継続しながら、単独の経営リソースによる事業展開を強化するよりも、国内外の多様なパートナーと提携していくことが、サイトリ社の収益性強化、ひいては当社グループの企業価値向上に繋がるものと考えました。

両社で、グループ全体の総合力を結集させていくことが企業価値の最大化にとって最善であり、グループ経営の効率化を更に進め、大学、公的研究機関、医療機関、製薬企業等との共同開発や事業提携などに向けた迅速な意思決定を進めていく必要があるとの結論に至り、その手法として当社によるサイトリ社の完全子会社化の手法を取ることにしました。具体的には、サイトリ社の株主の中で、当社が保有するサイトリ社株式を除き、その他の少数株主の皆様は当社の株式を交付することにより、引き続き当社の株主として本完全子会社化による当社グループの企業価値の向上の成果を享受いただくことが、サイトリ社及び当社の企業価値の向上にとって最適であり、最も株主の皆様利益に資する手法であると判断いたしました。

## 2. 本株式交換契約の内容

本株式交換契約の内容は次のとおりであります。

### 株式交換契約書（写）

FRACTALE株式会社（以下「甲」という。）及びサイトリ・セラピューティクス株式会社（以下「乙」という。）は、2020年5月15日（以下「本締結日」という。）付で、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は乙の発行済株式（但し、甲が保有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

## 第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

甲 商号：FRACTALE株式会社

住所：東京都千代田区霞が関三丁目5番1号

乙 商号：サイトリ・セラピューティクス株式会社

住所：東京都千代田区大手町一丁目1番1号

## 第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割り当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対して、乙の普通株式に代わり、その保有する乙の株式の数の合計に1,038を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1,038株を割り当てる。
3. 甲が前2項に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

## 第4条（本株式交換に際して交付する新株予約権及びその割り当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された乙の新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対して、その保有する別紙1記載の内容の乙の新株予約権の数の合計に1,038を乗じて得た数の別紙2記載の内容の甲の新株予約権（以下「甲新株予約権」という。）を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対して、その保有する乙の新株予約権1個につき、甲新株予約権1,038個の割合をもって割り当てる。

## 第5条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第39条に従って、甲が別途定めるものとする。

## 第6条（効力発生日）

本株式交換が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年7月7日とする。但し、本株式交換の手の進行等に応じて必要があるときは、

甲乙で協議し合意の上、これを変更することができる。

#### 第7条（株式交換契約承認株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの株主総会（以下「株式交換承認総会」という。）において、本契約の承認を求めるものとする。

#### 第8条（善管注意義務等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって業務執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙で協議し合意の上、これを行うものとする。

#### 第9条（自己株式の消却）

乙は、株式交換承認総会后、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）の全てを消却する。

#### 第10条（剰余金の配当）

乙は、本契約締結後、効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならない。

#### 第11条（本契約の変更等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障をきたす事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、甲乙で協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

#### 第12条（本契約の効力）

本契約は、(i)第6条に定める甲又は乙の株式交換承認総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁等（東京証券取引所を含む）の承認が得られない場合、又は (iii)前条に従い本株式交換が中止され、若しくは本契約が解除された場合は、その効力を失う。

### 第13条（管轄等）

1. 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第14条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議し合意の上、決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年5月15日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目5番1号  
FRACTALE株式会社  
代表取締役 堀江 聡寧 ㊞

乙 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
サイトリ・セラピューティクス株式会社  
代表取締役 白浜 教男 ㊞

（別紙1）

#### 1 新株予約権の名称

サイトリ・セラピューティクス株式会社第1回新株予約権

#### 2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

乙普通株式220株

乙が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、乙が、本新株予約権発効後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、乙は、本新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

3 新株予約権の数

220個とする。

新株予約権1個につき目的となる株式数は1個とする。ただし、2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

4 新株予約権の割当日

2020年3月24日

5 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、1円とする。各本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に3で定める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

本新株予約権発行後、乙が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、乙が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、乙は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

7 新株予約権を行使することができる期間

2020年3月24日から2050年3月23日までとする。

ただし、乙が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、乙は、行使期間について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

#### 8 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、乙の株券が日本証券業協会の店頭売買有価証券登録原簿に登録（以下「店頭登録」という。）され、又は乙の株券が日本国内の証券取引所に上場（以下「上場」という。）された場合、店頭登録の日又は上場の日後1か月を経過するまでは、本新株予約権を一切行使することができないものとする。
- (2) 対象者は、本新株予約権の行使時においても乙の取締役であることを要する。ただし、対象者が、本新株予約権の行使時において乙の取締役でない場合であっても、乙の取締役を任期満了により退任した場合、又は本新株予約権を行使できることについて乙取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- (3) 対象者は、本新株予約権の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (4) 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

#### 9 新株予約権の消滅事由及び条件

- (1) 乙が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は乙が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は乙の完全親会社が本新株予約権に係る義務を承継するときを除き、乙は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、本新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたときは、乙は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、乙は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 乙と対象者との間の契約により本新株予約権が失効した場合には、乙は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

## 10 株式交換及び株式移転時の取扱い

乙が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合に、当該時点において行使または消却されていない本新株予約権を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させる場合は、以下の方針に基づくものとする。

### (1) 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

### (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。1株未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

### (3) 承継後の新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

### (4) 新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、消滅事由など

株式交換又は株式移転に際して乙取締役が決定する。

### (5) 新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については完全親会社の承認を要するものとする。

## 11 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使によって株式を発行する場合に増加する資本金は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、残余は資本準備金とする。

## 12 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには乙取締役の承認を要する。

(別紙2)

### 1 新株予約権の名称

FRACTALE株式会社第1回新株予約権

### 2 新株予約権の目的である株式の種類及び数

甲普通株式228,360株

甲が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該調整時点で行使されていない本新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株の100分の1未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、甲が、本新株予約権発効後、合併する場合、株式交換もしくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、甲は、本新株予約権の目的たる株式の数について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

### 3 新株予約権の数

228,360個とする。

新株予約権1個につき目的となる株式数は1個とする。ただし、2に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

### 4 新株予約権の割当日

2020年7月7日

### 5 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

### 6 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、1円とする。各本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に3で定める本新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

本新株予約権発行後、甲が株式分割又は株式併合を行う場合は、株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時をもって、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、甲が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、甲は、払込金額について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

#### 7 新株予約権を行使することができる期間

2020年7月7日から2050年3月23日までとする。

ただし、甲が、本新株予約権発行後、合併する場合、株式交換若しくは株式移転を行う場合、その他調整の必要が生じた場合には、甲は、行使期間について、合理的な範囲で必要と認める調整を行うことができる。

#### 8 新株予約権の行使の条件

- (1) 対象者は、本新株予約権の行使時においても甲の取締役であることを要する。ただし、対象者が、本新株予約権の行使時において甲の取締役でない場合であっても、甲の取締役を任期満了により退任した場合、又は本新株予約権を行使できることについて甲取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。
- (2) 対象者は、本新株予約権の全部につき一括して権利行使することとし、分割して行使することはできない。
- (3) 対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

#### 9 新株予約権の消滅事由及び条件

- (1) 甲が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は甲が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社又は甲の完全親会社が本新株予約権に係る義務を承継するときを除き、甲は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 本新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため、本新株予約権の全部又は一部につき行使できないものが生じたときは、甲は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 対象者が本新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、甲は当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 甲と対象者との間の契約により本新株予約権が失効した場合には、甲は当該本新株予約権を無償で取得することができる。

## 10 株式交換及び株式移転時の取扱い

甲が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合に、当該時点において行使または消却されていない本新株予約権を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させる場合は、以下の方針に基づくものとする。

### (1) 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

### (2) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。1株未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

### (3) 承継後の新株予約権の権利行使に際して払込みをなすべき金額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

### (4) 新株予約権の権利行使期間、その他の権利行使の条件、消滅事由など

株式交換又は株式移転に際して甲取締役会が決定する。

### (5) 新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については完全親会社の承認を要するものとする。

## 11 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使によって株式を発行する場合に増加する資本金は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1とし、残余は資本準備金とする。

## 12 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには甲取締役会の承認を要する。

### 3. 交換対価の相当性に関する事項

#### (1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

##### ① 本株式交換に係る割当ての内容

|                 | 当社<br>(株式交換完全親会社)      | サイトリ社<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|------------------------|----------------------|
| 本株式交換に係る割当比率    | 1                      | 1,038                |
| 本株式交換により交付する株式数 | 当社の普通株式：1,951,440株（予定） |                      |

(注1) 本株式交換に係る株式の割当比率（以下、「本株式交換比率」という。）

サイトリ社の株式1株（当社が所有する株式を除きます。尚、当社は投資事業有限責任組合経由でサイトリ社株式の1,968株を所有していますが、当社がサイトリ社株式の現物を投資事業有限責任組合から分配を受ける時点で当該組合に対して支払うべき報酬をサイトリ社株式の356株で支払う予定であるため、本株式交換を実施する時点で当社が所有する株式は1,612株となる予定であります。）に対し、当社の普通株式1,038株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議及び合意の上、変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により発行する当社の新株式数

普通株式：1,951,440株（予定）（本株式交換にあたり、当社の自己株式471,216株の交付を行うとともに、新たに普通株式を1,480,224株発行する予定であります。）

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるサイトリ社の株主においては、係る単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、本株式交換の効力発生日以降、当社の単元未満株式に関する以下の制度を利用することができます。

##### a. 単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

##### b. 単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、単元未満株主が当社に対し、その保有する単元未満株式と併せて1単元（100株）となる数の単元未満株式の買増しを請求することができる制度です。

## ②株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

サイトリ社は第1回新株予約権を220個（目的となる株式の数220株）発行しており、2020年5月15日現在において残存しております。なお、サイトリ社は、新株予約権付社債の発行はしておりません。

上記新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する新株予約権1個につき、当社第1回新株予約権1,038個の割合をもって割り当てます。

これにより、当社は、本株式交換に際して、当社第1回新株予約権228,360個を割当交付する予定です。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式228,360株が新たに交付されることとなります。

なお、当社第1回新株予約権の発行要項につきましては、「2. 本株式交換契約の内容」に記載の株式交換契約書（写）別紙2をご参照ください。

## ③本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### a. 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換に用いられる本株式交換比率の公正性及び妥当性を確保するため、当社及びサイトリ社から独立した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザリー」という。）に当社が本株式交換比率の算定を依頼しました。

当社は、マクサス・コーポレートアドバイザリーから提出を受けた本株式交換比率の算定結果（詳細は、b.算定に関する事項をご参照ください。）を踏まえ、サイトリ社と慎重な検討・協議・交渉を行った結果、当社の取締役会及びサイトリ社の取締役が本株式交換比率は両社の株主の皆様にとり妥当なものであると判断し、本株式交換を行うことを合意いたしました。

### b. 算定に関する事項

#### 7. 算定機関の名称ならびに当社及びサイトリ社との関係

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、当社及びサイトリ社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

#### 4. 算定の概要

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、当社については、東京証券取引所市場第二部に上場しており市場株価が存在することから市場株価平均法を採用し、2020年5月14日を算定基準日として、算定基準日の終値、2020年4月15日から算定基準日までの1ヶ月間の終値単純平均値及び2020年2月17日から算定基準日までの3ヶ月間の終値単純平均値を用いて算定を行いました。サイトリ

社については、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

| 採用手法    |       | 株式交換比率の算定レンジ |
|---------|-------|--------------|
| 当社      | サイトリ社 |              |
| 市場株価平均法 | DCF法  | 768～1,105    |

マクス・コーポレートアドバイザーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率算定に重大な影響を与える可能性がある事実でマクス・コーポレートアドバイザーに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社ならびにその子会社及び関連会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。なお、かかる算定は、2020年5月14日現在の情報と経済情勢を反映したものであり、サイトリ社の財務予測については、サイトリ社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、マクス・コーポレートアドバイザーがDCF法の算定の基礎としたサイトリ社の事業計画においては、営業利益について2020年12月期の-401百万円に対して2024年12月期は874百万円と、2021年12月期以降大幅な増益を見込んでおります。これは主に、2021年12月期において、複数の疾患に対する保険収載を計画していること、ならびに2022年12月期以降保険診療の拡大を見込んでいることによるものです。

c. 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換に伴い当社が上場廃止となる見込みはありません。

#### d. 公正性を担保するための措置

##### 7. 算定書の取得

当社は、本株式交換における本株式交換比率の公正性を担保するため、当社及びサイトリ社から独立した第三者算定機関であるマクス・コーポレートアドバイザーを選定し、2020年5月14日付で、本株式交換比率に関する算定書を取得しました。

なお、当社及びサイトリ社は、第三者算定機関より、合意された本株式交換比率がそれぞれの株主の皆様にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

#### 4. 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式交換に際して、法務アドバイザーとして、日比谷パーク法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続き及び意思決定方法等に関する法的助言を受けております。なお、日比谷パーク法律事務所は、当社及びサイトリ社から独立しており、両社との間で記載すべき重大な利害関係を有しておりません。

#### e. 利益相反を回避するための措置

当社は、サイトリ社の総議決権の56.37%を保有し、同社を連結子会社としており、加えて、当社の代表取締役堀江聡寧は、サイトリ社の代表取締役を兼務しております。

かかる関係が存在することに鑑み、サイトリ社では、本株式交換に関する意思決定過程における恣意性や利益相反のおそれを排除し、公平性、透明性及び客観性を担保するため、まず、かかる兼務取締役堀江聡寧を除いたサイトリ社の代表取締役白浜靖司郎1名のみが本株式交換に係る検討及び決定を行いました。さらに、サイトリ社の取締役は白浜靖司郎及び堀江聡寧の2名で構成されておりますが、単独の取締役による決定ではなく取締役の過半数をもって業務執行を決定する観点から、白浜靖司郎及び堀江聡寧において改めて検討の上、全員一致により上記の決定を行うという二段階の手続を経ております。

また、当社の取締役会では、代表取締役堀江聡寧を除く取締役で本株式交換に関する審議及び決議を行い全員一致で可決しました。

さらに、当社と利害関係を有しない当社の社外取締役（監査等委員）であり、東京証券取引所へ独立役員として届け出ている矢島勝、松山昌司及び坂田靖志の3名に対し、本株式交換を検討するにあたって、本株式交換の目的の妥当性、本株式交換比率の妥当性、本株式交換手続きの適正性等について諮問した結果、

3名より、本株式交換は妥当かつ適正であるとの意見書を取得しております。

(2) 株式交換により増加する当社の資本金及び準備金等の額に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い当社が別途定める額とします。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(3) 株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

サイトリ社は第1回新株予約権を220個（目的となる株式の数220株）発行しており、2020年5月15日現在において残存しております。

上記新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する新株予約権1個につき、当社第1回新株予約権1,038個の割合をもって割り当てます。

これにより、当社は、本株式交換に際して、当社第1回新株予約権228,360個を割当交付する予定です。これらの新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式228,360株が新たに交付されることとなります。

この新株予約権の割当ては、本株式交換と同一の割当比率で行うものであり、その内容は相当であると判断しております。

なお、当社第1回新株予約権の発行要項につきましては、「2. 本株式交換契約の内容」に記載の株式交換契約書（写）別紙2をご参照ください。

(4) サイトリ社の最終事業年度に係る計算書類等

サイトリ社の最終事業年度（2019年1月1日から2019年12月31日まで）に係る計算書類等の内容については、法令及び当社定款第16条の定めに基づき、当社ウェブサイト（<https://frac-tale.co.jp/ir/>）に記載しておりますので、本株主総会参考書類には掲載しておりません。

(5) サイトリ社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類  
該当事項はありません。

(6) 株式交換当事会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等に関する事項

該当事項はありません。

以上





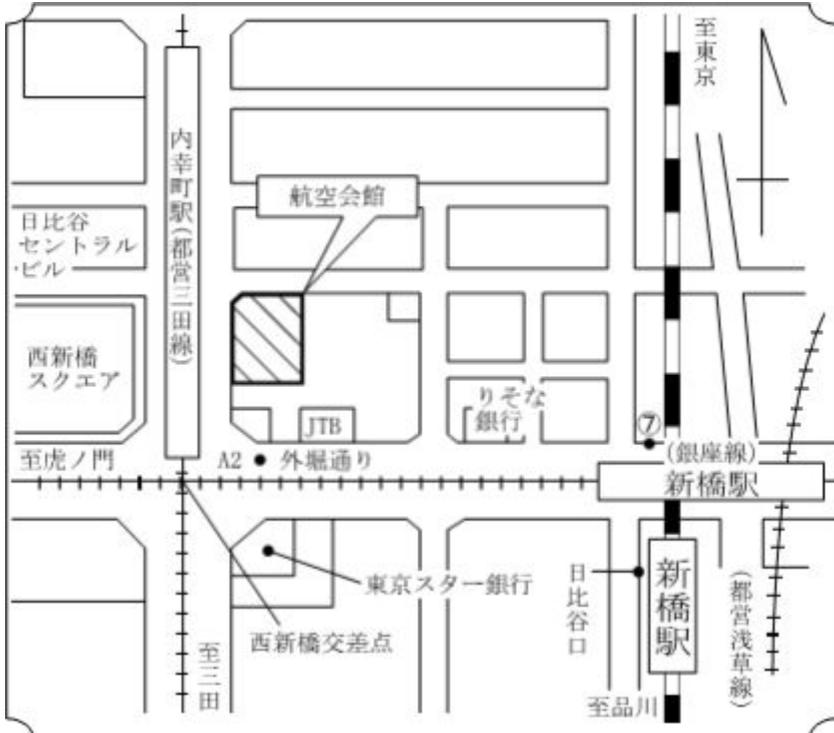
メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.



## 第16回定時株主総会会場ご案内図

東京都港区新橋一丁目18番1号  
航空会館 201会議室



|     |                   |      |      |      |
|-----|-------------------|------|------|------|
| J R | 京浜東北線・山手線・上野東京ライン | 新橋駅  | 日比谷口 | 徒歩6分 |
| 地下鉄 | 東京メトロ銀座線・都営浅草線    | 新橋駅  | ⑦出口  | 徒歩5分 |
|     | 都営三田線             | 内幸町駅 | A2出口 | 徒歩1分 |